

11/6 熊本県産業資源循環協会研修会 事前質問

1 高度再資源化事業及び高度分離・回収事業の認定業者は、廃棄物処理法の許可を受けな
いで廃棄物処理施設を設置することができるかと規定されている。

国がその認定に当たっては、「生活環境保全上の見地から都道府県及び市町村の長の意見
を聞く」とあるが、その過程で認定申請業者に地元住民への説明会等の実施を課すのでし
ょうか。(廃棄物処理法の施設設置許可手続きでは、ここにかなりの時間を要する。不公平感
が生じないような措置が必要)

<回答案>

再資源化事業等高度化法では、地元住民の同意に関しては規定していませんが、認定事業
者において、必要に応じ地方公共団体の指導を仰ぎつつ、地元住民への説明等必要な対応を
実施されるものと理解しています。

2 この法律で、廃棄物処分業者の役割が期待される一方、中小・零細企業は 淘汰される
のではとの懸念が生じている。この法律の元となった「具体的な施策のあり方について」に
は、「業界の底上げに向けた具体策等について検討を深める」とあるが、法律では見えてこ
ない。どのような検討が行われているのでしょうか。

<回答案>

今検討されている「廃棄物処分業者の判断基準」を参考に取り組んでいただくことを期待し
ていますが、国としても事例集の公表など、中小の事業者さんに対しても、しっかり技術的
支援を行っていく。

判断基準に定める事項については、全体の底上げを目指していく上で、先進的な取組を講
ずるよう求めるだけでは、実現性に欠けることから、廃棄物処分業者の業態等を踏まえ、実
効的かつ具体的なものとなるよう検討を進めていきます。

3 知事許可を取得している廃棄物処理施設で、高度化計画の認定を取った場合、既存の許
可施設はどうなるのか。施設の所管は環境省に変わるのでしょうか。

<回答案>

所管が環境省に変わることはなく、廃棄物処理法における施設設置許可と、環境大臣認定の
認定施設にも該当することになる。(既存の家電リサイクル法や小型家電リサイクル法にお
ける認定事業者など、自治体の許可と、国による認定が併存している形。)

指導等においては、認定を受けた事業に関わる事項は国、廃棄物処理法の許可を受けた事
項に関わることは自治体が指導を行っていくことになる。

4 大手メーカー等が大臣認定により「高度再資源化事業」、「高度分離・回収事業」等に参入し、また処理業者も「再資源化」、「再資源化事業等の高度化」に取り組むことにより、資源循環が促進されるでしょう。しかし、一方で、これらに取り組めない多くの零細な処理業者は、従来の仕事が激減し、淘汰される処理業者も出てくるのではないかと懸念があります。この認識が間違っていなければ、速やかに、制度の周知と対応の検討を促す必要があると考えます。この件について、コメントをお願いします。また、どういう処理業界になっていくと想定しているのか、説明をお願いします。

<回答案>

全国各地に、優れた再資源化技術をもつ中小規模の廃棄物処理業者が多数存在しております。これらの事業者が本法律案の認定制度を活用することによって、広域的な事業展開が可能となって、活躍の場が広がるものと考えております。

加えて、認定制度により、中小規模の廃棄物処理業者においても、既存施設の省エネ化や資源循環の効率化に資する設備更新が行いやすくなると考えています。

高効率なリサイクル設備の導入に対する補助など、本法律の措置や財政上の支援を通じて、各地域に存在する先進的な取組を行う中小の事業者を含め、資源循環産業の発展につなげてまいりたい。

ひとつの地方公共団体で資源循環を継続的に行なうために十分な廃棄物が確保出来ない場合には、近隣の複数の地方公共団体と協働して廃棄物を確保し再資源化を実施するなどにより、地方公共団体、リサイクル技術を有する事業者、地域の処理業者が連携・協力した事業を通じて、地方活性化への貢献や地域課題への対応に繋げていくよう、地方公共団体にも働きかけていく所存。

周知については、認定制度が施行される1年6ヶ月以内に政令で定める日に先駆けて公表できるよう、進めて行く所存。

(どういう処理業界になっていくと想定しているのか)

製造事業者等とリサイクル事業者・処理業者が連携し、高度な再資源化を進め、廃棄物処理業界全体の底上げ、地方創生・地域の活性化を図る事が目的でもあることから、地域の優良なリサイクル事業者・廃棄物処理事業者とも連携しながら資源循環を促進していく所存。

11/6 研修会での質問

Q 1 : 大手メーカーが参入してくれば、収集運搬事業者も日通とか大手が担うことになり、我々中小の産廃運搬事業者の業務を奪うことにならないか。

A 1 : そのようなケースも起こりえるかも知れないが、今までの認定制度でも、収集運搬に際して講習会の受講など、何らかの知見は必要になる。対象になる廃棄物は様々であることから、大手メーカーがひとりでやると言うよりは、収集運搬、再資源化、処分の際に知見のある皆さんと連携して実施するケースも想定されるのではないかと。

Q 2 : 再資源化した再生材が海外に流出する事に対して、環境省はどう考えているか。また、そうさせないためにも、製造事業者への規制（複合素材でなく、再資源化しやすい単一素材での物の生産、再生材の利用の規制等）をするべきではないか。

A 2 : 再生資源が国外に流れる事については、今まさに小委員会で論点として議論されているところ。環境省の理念としては、高度化法を通じて国内での市場の形成を図っていくこととしている。製造事業者の規制については、経済産業省とも協議しながら事業者にも働きかけていく所存。

Q 3 : 事業者の中には、RPFを製造している事業者も多い。認定対象如何。

A 3 : 高度再資源化事業の認定に際して、燃料や肥料など、製品として循環することが見込めないものの取扱いをどうするか今議論がされているところ。結論はまだ出ていないが、燃料利用や肥料などは、循環が繰り返せないのが対象になるのは難しいのではないかと。化石燃料代替として利用されているのであれば、温室効果ガス削減のクレジットとしての考え方はあるのかも知れない。いずれにしても要望として本省には上げたいと思う。

Q 4 : 基本方針、判断基準等の周知は具体的にいつ頃か。

A 4 : 具体的な日程は分からないが、基本方針、判断基準は公布の日から9ヶ月以内であり、来年2月頃になる。年明けには何かしらの動きがあるかも知れない。新たな情報があれば周知をしていければと思っています。認定要件は来年秋頃だが、こちらも新たな情報があれば周知をしていきたい。